

生徒指導提要进行

平成22年11月10日 第1号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第4章 学校における生徒指導体制

第1節 生徒指導体制の基本的な考え方（生徒指導提要P75～P77）

1 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

生徒指導体制を充実させるためには、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」「当たり前のことは、当たり前にする」などを始め、「あいさつをする」「他人に迷惑をかけない」など、基本的な生活習慣を含めて、生徒指導に当たっての方針・基準を明確にし、具体的にしておくことが大切です。

方針・基準の明確化・具体化に当たっては、児童生徒の基本的な生活習慣や体力、学習習慣や学力、児童生徒間の人間関係、児童生徒と家庭・地域との関係など、実態把握が欠かせません。また、教職員と児童生徒との信頼関係や人間関係も重要であるとともに、学校・家庭・地域との信頼関係、学校と関係機関との連携状況なども把握しておくことが必要です。

2 すべての教職員による共通理解・共通実践

校内生徒指導体制が確立し、機能的に働くためには、校長のリーダーシップの下に教員一人一人のモラル（意欲や道義心）、そして生徒指導主事を中心にして、それぞれの教員の役割分担としての校務分掌、さらには、学校全体の協力体制の中での共通理解・共通実践が基本になります。

すべての教職員の共通理解とは、学校教育目標としての「どのような児童生徒を育てるか」の共通理解を図ることです。

すべての教職員による共通実践では、共通理解した目標の下、児童生徒に対して、毅然とした粘り強い指導が必要です。教員は、生徒指導の問題を一人で抱え込まず、組織的な取組が必要であり、教職員間の信頼関係や温かい人間関係を常に心がけておくことが大切です。

なお、共通理解・共通実践に当たっては、次の点が必要となります。

- 児童生徒を取り巻く社会状況などの変化を踏まえた指導
- 学習指導要領でも強調されている発達の段階を踏まえた実践
- 年齢的な発達の段階だけでなく、児童生徒の性格的な差やLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の障害を踏まえた個々の児童生徒に応じた指導
- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」人権尊重の視点に立った指導

3 実効性のある組織・運営の在り方

生徒指導の組織・運営の基本原則は次のように考えることができます。

- 校長がリーダーシップを発揮し、指導の体制を統括するとともに、教職員一人一人が指導援助の目的を理解し、自らの専門性を生かして役割を遂行する。【全教職員の一致協力と役割分担】
- 例えば、「日ごろから個々の教職員が適切な児童生徒理解に努める」、「それらの情報を職員会議や生徒指導の委員会などで共有し合う」、「児童生徒の基本的な人権や生き方を尊重した指導援助に努める」など、各学校の実態を踏まえて具体的な方針を明確にし、校内研修などで共有を図る。【学校としての指導方針の明確化】
- 児童生徒の人間としての在り方や生き方に寄り添い、積極的・開発的な指導援助体制を確立する。また、すべての教職員が児童生徒の性格特性や心身の発達課題などを十分に理解し、傾聴と受容及び感情の明確化などカウンセリング感覚のある指導援助を行う。【すべての児童生徒の健全な成長の促進】
- 事態の内容や問題の背景を的確に把握するとともに指導援助の方向性を明確にする。その上で、児童生徒や保護者などへの周知及び説明を行う。【問題行動の発生時の迅速かつ毅然とした対応】
- 教職員が自己評価や内部評価を計画的に行い、児童生徒及び保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れて改善策を検討する。また、それらの評価結果や改善案などを積極的に公表するとともに、必要な助言や援助などを要請する。【生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価・改善】

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。